

井原地区消防組合 地球温暖化対策実行計画

2026年04月

井原地区消防組合

■ 目次

1. 背景
 - (1) 気候変動の影響
 - (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
 - (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
2. 基本的事項
 - (1) 目的
 - (2) 対象とする範囲
 - (3) 対象とする温室効果ガス
 - (4) 基準年度
 - (5) 計画期間
 - (6) 上位計画及び関連計画との位置づけ
3. 率的に取組む措置
 - (1) 率的に取組む措置1
 - (2) 率的に取組む措置2
 - (3) 率的に取組む措置3
4. 温室効果ガスの排出状況
 - (1) 「温室効果ガス総排出量」
 - (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因
5. 温室効果ガスの排出削減目標
 - (1) 目標設定の考え方
 - (2) 温室効果ガスの削減目標
6. 目標達成に向けた取組及び点検・公表
 - (1) 取組の基本方針
 - (2) 具体的な取組内容
 - (3) 点検・評価・見直し体制
 - (4) 進捗状況の公表

1. 背景

(1) 気候変動の影響

温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国

（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

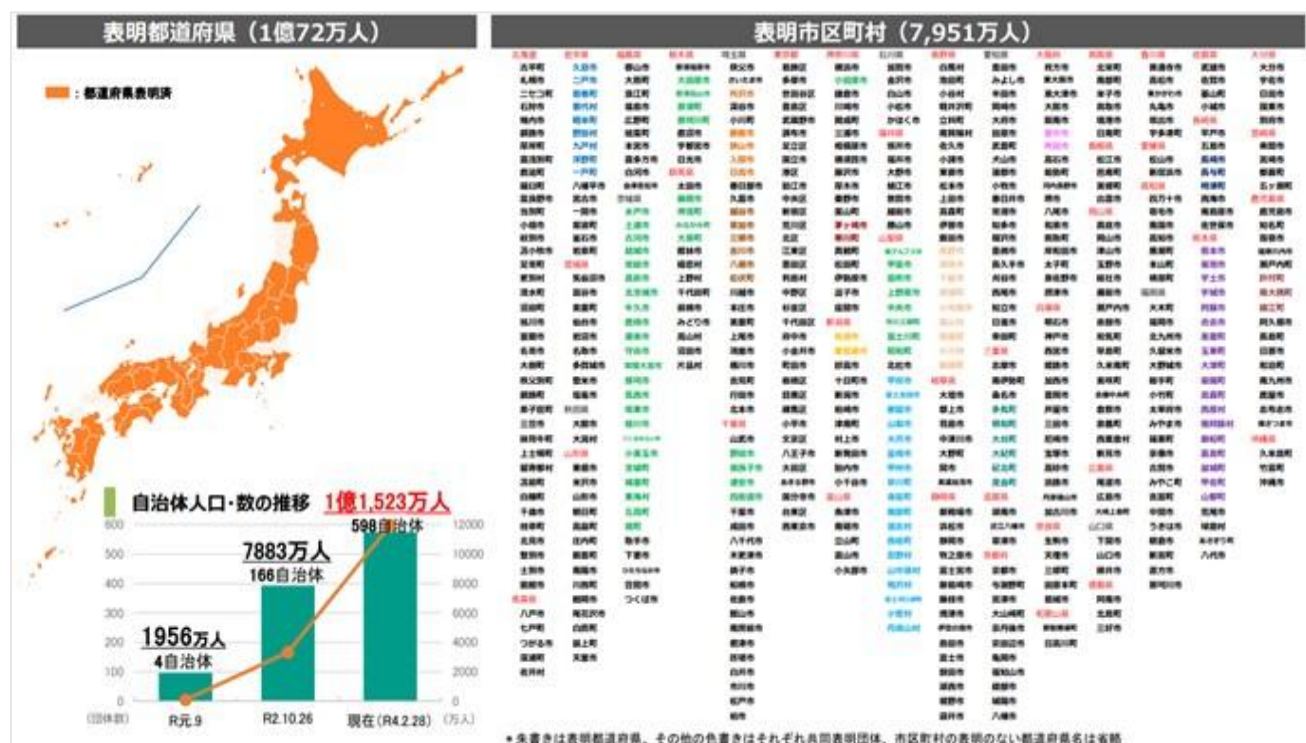


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

井原地区消防組合では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「井原地区消防組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組みを推進していきます。

(2) 対象とする範囲

消防本部：総務課、警防課、予防課、通信指令室
消防署：井原消防署、矢掛出張所、美星分駐所、芳井分駐所

(3) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素

(4) 基準年度

2025年

(5) 計画期間

2026年04月 ～ 2031年03月

計画開始から5年後の2030年に、計画の見直しを行います。

項目	年度						
	2025	…	2026	…	2030	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度
計画期間							

図 2 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

公共施設等総合管理計画及び個別計画

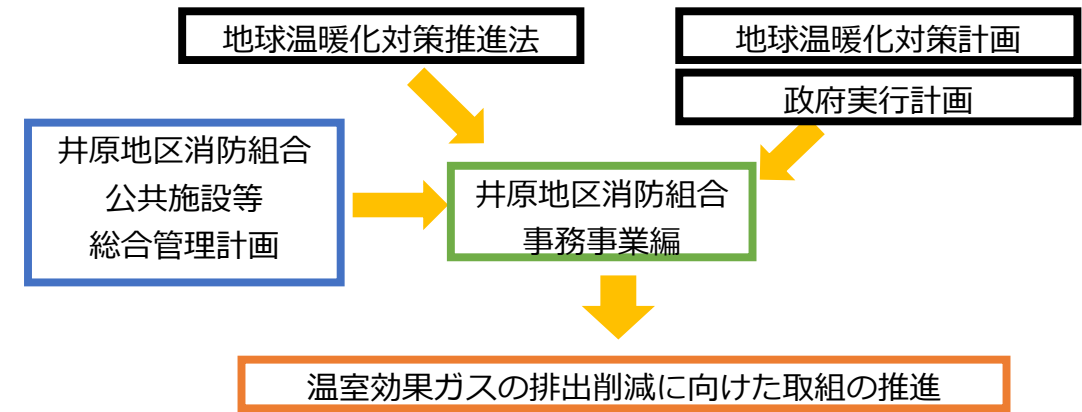


図3 井原地区消防組合事務事業編の位置づけ

3. 率的的に取り組む措置

(1) 率的的に取り組む措置1

空調

- ・ 空調設定温度・湿度の適正化
- ・ 使用されていない部屋の空調停止
- ・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
- ・ 夜間等の外気取入れ

(2) 率的的に取り組む措置2

照明

- ・ 照明を利用しない場所におけるこまめな消灯
- ・ 昼休みの休憩時間中は消灯
- ・ 残業時は必要な場所以外は消灯

(3) 率的的に取り組む措置3

事務機器・用紙類・物品購入

- ・ 機器を使用しない時間帯における電源の遮断
- ・ 両面コピー、裏面利用の徹底、資料の共有化や簡略化
- ・ 庁内情報システムの有効活用
- ・ グリーン購入の推進

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

井原地区消防組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2025年度において、248.0t-CO₂となっています。また、エネルギー種別では、電気が全体の70%を占め、次いでガソリン22%、軽油7%、液化石油ガス1%となっています。

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

井原地区消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

井原地区消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・ 公用車の燃料消費（走行距離増加）
- ・ 猛暑、厳寒に伴うエネルギー消費量の増加（空調の使用）

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、井原地区消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2025年度）比で20%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

	基準年度	2025	年度	目標年度	2030	年度
温室効果ガス 排出量		248.0	t-CO2		198.4	t-CO2
削減率					20.0	%

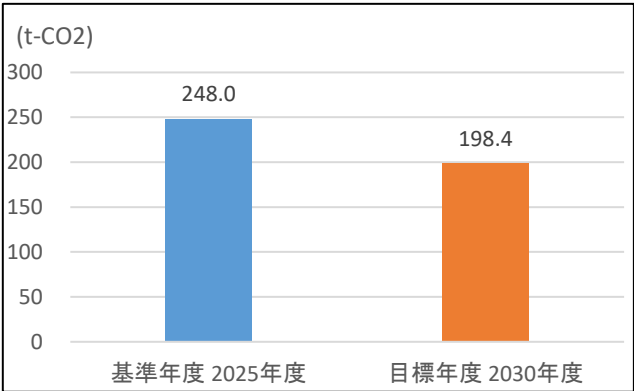


図 7 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組及び点検・公表

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

職員の日常の取組 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ①地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ②不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ③空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ④移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

(3) 点検・評価・見直し体制

井原地区消防組合の事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。
また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、井原地区消防組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

井原地区消防組合事務事業編の進捗状況は、実行責任者（課長）が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して職員に報告します。実行責任者（課長）は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

実行責任者（課長）は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度）に改定

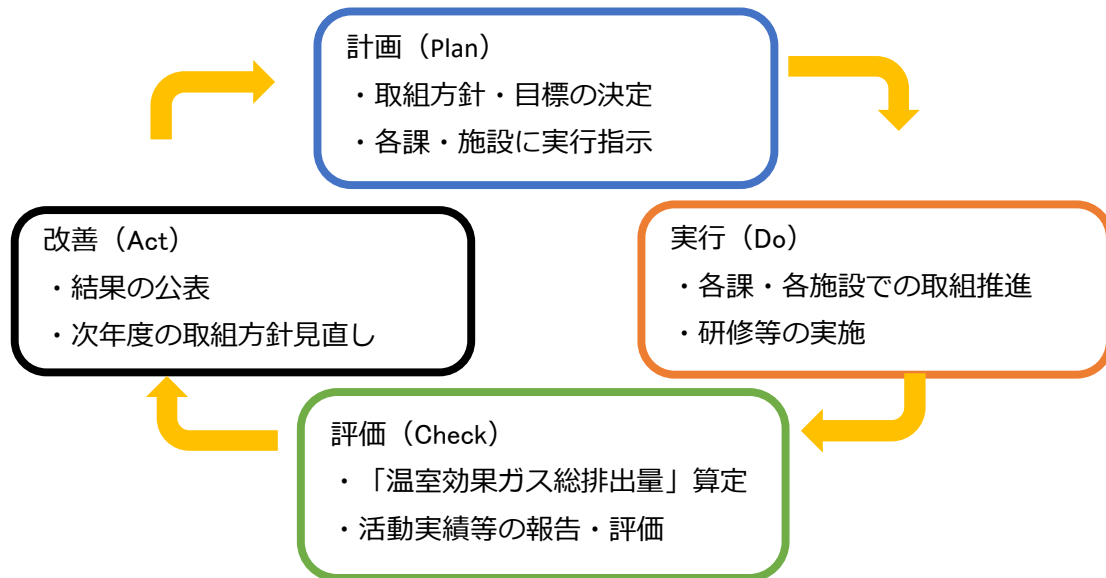


図 9 毎年のPDCAイメージ

(4) 進捗状況の公表

井原地区消防組合の事務事業編の進捗状況は、井原地区消防組合ホームページで公表します。